

平成16年8月30日  
農 林 水 産 省

## バイオスタウン構想の募集について

持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」の実現に向け、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）では、地域のバイオマスの総合的かつ効率的な利活用を図るバイオスタウン構想を、別添のとおり全国の市町村から募集することとなりましたのでお知らせいたします。

バイオスタウン構想の募集及び公表は平成23年  
4月28日をもって終了いたしました。

### 問い合わせ先

(バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議事務局)  
農林水産省大臣官房環境政策課資源循環室  
安田、葛原

電話 03-3502-8111(内線2532)

03-3502-8466(夜間直通)

FAX 03-3502-8274

Mail biomass\_nippon@nm.maff.go.jp

現在の問い合わせ先は以下のとおりです。  
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課  
電話：03-3502-8111（内線3294）  
FAX：03-3502-8274

# バイオマスタウン構想の募集について

持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」の実現に向け、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省では、「バイオマスタウン構想基本方針」（別紙１）に沿って、地域におけるバイオマスの利活用を進めることとなりました。

つきましては、下記のとおり、バイオマスタウン構想を募集しますので、「バイオマスタウン構想基本方針」の趣旨を踏まえ、地域の関係者間で十分な検討を行った上での積極的な御応募をお待ちしております。

## 記

### 1 応募資格

市町村及び東京都特別区

### 2 応募先及び方法

別紙３に示すとおり、管轄する地方農政局等の窓口で随時提出願います。なお、提出に当たっては、電子情報の容量に応じて、電子メール又はFD、MO等電子媒体にて提出願います（詳細は各農政局等の担当者にお問い合わせください）。なお、電子化できない添付資料等については、個別に相談してください。なお、電子メールを窓口へ送られる際は、必ずメールのタイトル欄に「バイオマスタウン（〇〇市）」と記入してください。

また、農政局等への提出の際は、都道府県（北海道にあっては、併せて国土交通省北海道開発局）にご送付願います。

### 3 応募様式

別紙２の項目（ワード形式）に沿って記入の上、提出してください。なお、様式のワード形式の電子ファイルについては、バイオマス情報ヘッドクォーター（<http://www.biomass-hq.jp/index.html>）からダウンロード可能です。

### 4 構想書の公表

提出された構想書については、バイオマス情報ヘッドクォーターにおいて公表されることを念頭に置き、作成願います。ただし、やむをえない事情により公表できない情報が含まれている場合には、提出に当たって該当箇所を農政局等に説明してください。

### 5 参考

バイオマスタウン構想の策定に当たっては、バイオマス情報ヘッドクォーターに関連情報を掲載しておりますので、参考として活用してください。

## バイオマスタウン構想基本方針

### 1 趣旨

地域におけるバイオマスの利活用に当っては、地域内のあらゆる関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれ、様々な種類のバイオマスが総合的に利活用されるシステムの構築が求められる。また、その利活用システムは、バイオマスの賦存状況や需要の状況が地域ごとに異なるため、各地域の創意工夫により、自ら検討・実行されなくてはならない。バイオマスの利活用を促進するには、これらの地域の取組の促進が極めて重要であることから、地域の主体的な取組が進展しやすい環境が創出されるよう努めるとともに、優良な取組については広く認知されることが求められるところである。このため、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」の実現に向け、地域の取組とその取組手法の普及が円滑になされるための枠組みとして、バイオマスタウン構想基本方針を定めるものである。

### 2 バイオマスタウンの定義

バイオマスタウンとは、域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域をいう。

### 3 バイオマスタウンの実施主体

市町村（複数の市町村も可）とする。ただし、実施主体として、NPO法人、事業協同組合、大学、農協、森林組合、生協、土地改良区、市町村が必要と認める団体等が加わることも可能とする（以下「市町村等」という。）。

### 4 バイオマスタウン構想書の作成

- (1) 市町村等はバイオマスタウン構想書(以下、「構想書」という。)を作成することができる。
- (2) 市町村等は、随時、作成した構想書を当該地域を所管する地方農政局(北海道にあっては農林水産省本省、沖縄県にあっては沖縄総合事務局(以下「地方農政局等」という。))に、提出することができる。その際には、併せて都道府県(但し、北海道にあっては北海道及び北海道開発局)にも送付するものとする。なお、提出に当っては、可能な限り電子情報に

よるものとする。

- ( 3 ) 地方農政局等は提出された構想書を農林水産省本省及び関係する機関に送付するものとする。また、農林水産省本省は、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省に構想書を回付するものとする。
- ( 4 ) 提出された構想書は、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議事務局(以下、事務局という。)において、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省(以下、関係府省という。)の合意の上で、基準に合致しているか否かを検討する。
- ( 5 ) 事務局は、当該構想書が基準に合致している場合には、当該構想書に基づく取組がなされる市町村等をバイオマスタウンとして公表するものとする。
- ( 6 ) 当該バイオマスタウンの公表後、構想書に基づく取組を行う意思がない場合等、バイオマスタウンとしてふさわしくないと認められた場合は、関係府省による協議の上、事務局は当該市町村等のバイオマスタウンとしての公表を取り消すこととする。
- ( 7 ) 提出された構想書について、市町村等は、その取組の進捗等の事情に応じて、構想書を変更することができる。変更された構想書については、新規に作成されたものと同じく( 1 )から( 6 )までの取扱いをするものとする。

## 5 構想書の内容

構想書には、以下の事項を記載するものとする。

対象となる地域

バイオマスタウン構想の実施主体

地域の現状(経済的、社会的、地理的特色)

地域のバイオマス賦存量

地域のこれまでのバイオマス利活用状況・既存の利活用施設

バイオマスタウン形成上の基本的な構想

(バイオマスの収集・輸送・変換方法、変換後のバイオマスの利用方法、関係者の役割分担、構想の実現に向けた工程等を明確にしていること)

バイオマスタウン構想の実施により期待される効果及び利活用目標

対象地域における関係者を含めたこれまでの検討状況

## 6 バイオマスタウンとして公表する際の基準

バイオスタウンを公表するに当たっては、構想書の内容が以下のいずれもを満たすものであることが求められる。

域内に賦存する廃棄物系バイオマスの90%以上、または未利用バイオマスの40%以上の活用に向け、総合的なバイオマス利活用を進めるものであること。

地域住民、関係団体、地域産業等の意見に配慮がなされ、計画熟度が高く、関係者が協力して安定的かつ適正なバイオマス利活用が進むものであること。

関係する法制度を遵守したものであること。

バイオマスの利活用において安全が確保されていること。

## 7 バイオスタウンにおける取組

- (1) バイオスタウンは、構想書に沿って主体的にバイオマスの利活用促進に取り組むものとする。また、必要に応じ都道府県等の関係機関とも連携を図りながら取組を進めるものとする。
- (2) 関係府省は、バイオマスの利活用促進に向けて、主体的な取組が進展しやすい環境が創出されるよう努めるものとする。
- (3) 事務局は、バイオスタウンにおける取組内容や進捗状況をバイオマス情報ヘッドクォーター（Webサイト）等において、公表するものとする。

## 8 表彰

バイオスタウンにおいて実際に行われている取組について、特にモデル性の高い取組を選定し、表彰するものとする。ただし、選定に当たっては、第三者の有識者の意見も踏まえ検討するものとする。

## タイトル(〇〇〇バイオマスタウン構想)

1. 提出日 平成 年 月 日
2. 提出者(連絡先) 〇〇市〇〇課  
 担当名、住所、電話・FAX 番号、メールアドレス  
 注) 担当名以下については、公表しても差し支えない  
 範囲で記載。
3. 対象地域  
 市町村名(複数市町村や市町村一部の場合はその旨明記)  
 注) 市町村の一部地域のみを記載する場合は、経済的、社会的、地理的つながり  
 を持ち、地域の関係者が協力して、地域社会全体で総合的かつ効率的にバイオマ  
 スを利活用が進められる範囲であって、市町村が最適な地域であると判断する場  
 合に限る。
4. 構想の実施主体  
 例) 〇〇市(必須)  
 NPO 法人〇〇、〇〇大学、〇〇農協(〇〇市が必要と認める団体)  
 注) 市町村以外を記載する場合には、バイオマスタウン構想の策定に共同して携わり、  
 構想の実現に向けた取組に責任を持って関わる主体を記載。
5. 地域の現状  
 経済的特色: 主産業、バイオマスの流通形態、地域の経済動向 等  
 社会的特色: 地域社会の成立ち、交通事情、環境に関わる取組や課題 等  
 地理的特色: 面積、人口、土地利用の割合(農地、林地、宅地等)、気候的特色 等  
 行政上の地域指定: バイオマスの利活用に関連して、何らかの法律等に基づく行政上  
 の地域指定を受けている場合はその旨を記載(特区等)
6. バイオマスタウン形成上の基本的な構想  
 (1) 地域のバイオマス利活用方法  
 ・ 地域のバイオマスの収集・輸送・変換・利用の各段階の取組内容・方法や導入技術  
 ・ 定量的なバイオマスフローやエネルギー収支などの利活用の全体像  
 ・ 施設整備が必要になる場合は、規模等のその施設の概要  
 ・ 変換に伴って発生する残さがある場合はその処理方法  
 (2) バイオマスの利活用推進体制  
 ・ 地域の協議会等の推進体制  
 ・ 関係者間の役割分担(コストや役務の負担、施設運営主体等)  
 (3) 取組工程

- ( 1 ) ( 2 ) で記述した利活用の仕組みを完成するまでの大まかなスケジュール  
 ( 4 ) その他

その他特記すべき地域の構想があれば自由に記載

注) 位置図や図面等を必要に応じて添付。

## 7. バイオスタウン構想の実施により期待される利活用目標及び効果

### ( 1 ) 利活用目標

バイオマスの利活用目標 ( 例 : 廃棄物系バイオマス利用率〇〇% ) を記載。

### ( 2 ) 期待される効果

バイオマスの利活用を通して期待される経済効果、環境面での効果、その他地域の活性化につながる効果を記載。

## 8. 対象地域における関係者を含めたこれまでの検討状況

- ・ バイオスタウン構想の策定や構想の中の具体的取組内容の検討経過
- ・ 従前の取組からの改善点

## 9. 地域のバイオマス賦存量及び現在の利用状況

賦存量、変換・処理方法 ( 利用せず処理する場合も含む )、仕向量、利用・販売、利用率について、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物の欄に分け、家畜排せつ物、食品廃棄物、製材残材、建設発生木材、下水汚泥、林地残材、稲わら、もみがら等の別に記載。なお、それぞれの量は年間累計とする。

例)

バイオマス	賦存量	変換・処理方法	仕向量	利用・販売	利用率
( 廃棄物系バイオマス )					
食品廃棄物					
家畜排せつ物					
( 未利用バイオマス )					
稲わら					
もみがら					
( 資源作物 )					
とうもろこし					

賦存量、仕向量の単位や計算方法等についての注釈があれば、この欄に付す。

注) 表の記載については以下の点に留意。なお、記載に当たっては、必要に応じ行数を増やす。

### ・ バイオマス

バイオマスの種類を記載。種類の分け方は、利用の実態に応じ細分類 ( 発生源別等 ) を記載することも可。その他、地域の特性に応じバイオマスの種類を記載。

・賦存量

湿潤量 (kl、 t / 年) を記載。

・変換・処理方法

乾式メタン発酵、炭化、直接燃焼、肥料化、飼料化等の変換方法を記載。また、利用せずに処理している場合には、処理方法を記載。

・仕向量

変換・処理方法に対応する仕向け量を湿潤重量 (kl、 t / 年) で記載。

・利用・販売

例えば、変換方法がメタン発酵であれば、発電、熱供給、農地還元などを記載。

・利用率

利用への仕向量の賦存量に対する割合 (%) を記載。なお、 の欄の利用率の算出は、下記のとおり、炭素量換算にて行う。含水率や炭素含有率については、バイオマス情報ヘッドクォーターに参考情報を掲載。

バイオマス A の炭素換算賦存量、炭素換算利用量を、  
炭素換算賦存量 (炭素換算利用量) A = 湿潤重量 A × (1 - 含水率 A) × 炭素含有率 A  
により求め、

利用率 = (炭素換算利用量 A + 炭素換算利用量 B + …) / (炭素換算賦存量 A + 炭素換算賦存量 B + …)

## 10. 地域のこれまでのバイオマス利活用の取組状況

### (1) 経緯

域内の取組主体のこれまでの活動状況や課題の概要。

### (2) 推進体制

これまでの地域のバイオマス利活用の推進体制 (協議会等)。

### (3) 関連事業・計画

過去にバイオマスの利活用に関連する国の事業に取組んだ実績がある場合には、実施時期、事業名を記載。また、既に関連する計画策定等を行っていればその旨も記載。

### (4) 既存施設

既存の利活用施設がある場合については、処理量、利用技術、製品・エネルギー供給量等の基本的な施設情報を記載。

現在の問い合わせ先は以下のとおりです。  
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課  
電話：03-3502-8111（内線3294）  
FAX：03-3502-8274

別紙 3

担当窓口一覧

北海道

農林水産省大臣官房環境政策課資源循環室

電話：03-3502-8466 FAX：03-3502-8274 Mail：biomass\_nippon@nm.maff.go.jp

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北農政局企画調整室

電話：022-263-1111(内 4059) FAX：022-217-2382 Mail：kikaku@tohoku.maff.go.jp

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

関東農政局企画調整室

電話：048-600-0600（内 3107）FAX：048-600-0602 Mail：kanto\_kikakuchosei@kanto.maff.go.jp

新潟県、富山県、石川県、福井県

北陸農政局企画調整室

電話：076-263-2161（内 3220） FAX：076-232-4218 Mail：kikaku01@hokuriku.maff.go.jp

岐阜県、愛知県、三重県

東海農政局企画調整室

電話：052-201-7271（内 2320） FAX：052-219-2673 Mail：kikakukoe@tokai.maff.go.jp

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿農政局企画調整室

電話：075-451-9161（内 2113） FAX：075-414-9060 Mail：kikakuchousei@kinki.maff.go.jp

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

中国四国農政局企画調整室

電話：086-224-4511（内 2112） FAX：086-235-8115 Mail：biomass@chushi.maff.go.jp

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州農政局企画調整室

電話：096-353-3561（内 4121） FAX：096-311-5280 Mail：biomass\_town@kyushu.maff.go.jp

沖縄県

内閣府沖縄総合事務局農林水産部農政課

電話：098-866-0031（内 363） FAX：098-860-1395 Mail：biomass\_okinawa@ogb.cao.go.jp